

「介護の日」に合わせ無料相談

11月11日の「介護の日」に合わせ、公益財団法人介護労働安定センター長野支部では、11月1日から30日を「福祉人材確保重点実施期間」とし、介護労働相談窓口「介護ウインド」を開設します。

介護分野の雇用管理に関わる専門家（雇用管理コンサルタント、ヘルスカウンセラー、人材育成コンサルタント（＝社労士、中小企業診断士、産業カウンセラーなど））が雇用管理改善のための相談に無料で応じるということです。（残念ながら杉山は関わっておりません）

また、期間中には「福祉の職場説明会・就職面接会」や、「魅力ある職場づくりと人材育成セミナー」など、各種のイベント、セミナーも開催されます。

詳しくは介護労働安定センター長野支部のHP
<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>

をご覧ください。

マイナンバー通知始まる

長野県内でも、マイナンバーの通知が郵送で届き始めています。

情報漏えいや悪質な詐欺被害など、始まる前から心配の多い制度ですが、事業所としての準備（安全管理措置）は整っているでしょうか？

事業所としての方向性を決める前に、職員から個人番号を収集してしまうのは大変危険です。

もしまだ準備が整っていないようでしたら、とりあえず職員には、「通知カードをなくさないように」「今後、事業所に番号を教えてもらうことになるので承知してほしい」ということだけは伝えておきましょう。

残業代の計算方法を教えてください ②

残業代の計算をする際に注意しなければならない点として、計算の基礎となる賃金の算出方法があります。

1ヶ月の給料のうち、計算から除くのは、

- ・家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当（単身赴任手当）、子女教育手当、住宅手当
- ・臨時に支払われた賃金（慶弔金・見舞金など）
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・報奨金など）

と決められています。これ以外の手当類はすべて含める必要があります。（役職手当など）

また、上記の名称を使用している手当であっても、家族人数や通勤距離に関係なく、全職員に一律に支払われているような場合は除外することはできません。

次に、時間あたり賃金額の算出方法です。

【365（閏年は366）－年間の所定休日】

$$\times 1 \text{日の所定労働時間数} \div 12$$

これで1ヶ月あたりの労働時間数が計算できます。

そして、1ヶ月の給料（上記の手当類を除外した額）を月の労働時間数で割ると、1時間あたりの賃金額（時給換算額）が算出されます。

その時給換算額に、前号でお示した割増率を掛けたものが1時間あたりの残業代ということになります。

次回へ続きます

セミナー第3弾を開催しました！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー」の第3弾を、10月26日（松本会場）、10月30日（長野会場）に開催しました。

「人材育成」と「キャリアパス」をテーマにしましたが、やはり参加者の関心が高く、活発な質問・意見交換が行われました。

次回セミナーについては現在、企画検討中です。年度内にもう一回開催したいと思っておりますが、こんなテーマでやってほしい！というものがありませんでしたらぜひお寄せください。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net